

美郷町指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年美郷町条例第105号。以下「条例」という。）第30条第2項の規定に基づき、美郷町の指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を取り扱う店舗（以下「取扱店」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(取扱店の事務)

第2条 取扱店は、前例の規定により指定ごみ袋で排出する家庭系廃棄物に係る手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）を町民から徴収し、指定ごみ袋を交付する事務を行う。

2 ごみ処理手数料の徴収の事務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定により、取扱店に委託する。

3 取扱店は、次の指定ごみ袋を10枚1組で取り扱うものとする。

(1) 家庭系燃やせるごみ袋 大、小

(2) 家庭系燃やせないごみ袋 大、小

(取扱店の指定基準)

第3条 取扱店の指定の基準は次のとおりとする。

(1) 町内に店舗を設置していること。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 営業に関し、法令に違反した行為がないこと。

(3) 町税等を完納していること。

(申請)

第4条 取扱店の指定を受けようとするものは、取り扱いを希望する店舗ごとに、美郷町指定ごみ袋取扱店申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(取扱店の指定)

第5条 町長は、申請者が第3条の取扱店の基準を満たし、取扱店として適当と認めるときは、取扱店として指定し、美郷町指定ごみ袋取扱店指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する指定を行ったときは、令第158条第2項の規定によりその旨を告示するものとする。

3 第1項の規定により取扱店として指定された申請者は、速やかに指定ごみ袋取扱契約を町と締結しなければならない。

4 申請者は、取扱店として指定されたときは、町が交付する指定ごみ袋取扱

店の表示証を店舗に掲示しなければならない。

(指定ごみ袋の取扱い)

第6条 取扱店は、当該取扱店における町民の需要を満たすのに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正に在庫を管理しなければならない。

2 取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、指定ごみ袋を交付するものとする。

(ごみ処理手数料の納入)

第7条 取扱店は、ごみ処理手数料を納入通知書に記載された期日までに、納入しなければならない。

(指定ごみ袋販売手数料)

第8条 町長は、取扱店からごみ処理手数料が納入されたのちに、指定ごみ袋販売手数料を支払うものとする。

2 指定ごみ袋販売手数料は、取扱店が町から購入した指定ごみ袋金額の10パーセントとする。

(取扱店への指示等)

第9条 町長は、必要があると認めたときは取扱店に対して、指定ごみ袋の取扱方法に関して指示し、又は報告を求めることができる。

(指定ごみ袋の購入)

第10条 取扱店は、町から指定ごみ袋を購入するときは、美郷町指定ごみ袋買受申請書(様式第3号)を提出し受け取るものとする。

2 購入日は、原則週1回とする。

3 購入場所は、町が指定した場所とする。

(変更及び廃止の届出)

第11条 取扱店は、申請内容に変更が生じたとき、又は指定を廃止しようとするときは、美郷町指定ごみ袋取扱店 変更・廃止 届出書(様式第4号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 町長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当したときは、取扱店の指定を取り消すことができる。

(1) 第3条の要件を欠いたとき。

(2) この要綱、条例及び美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成16年美郷町規則第66号)に違反したとき。

(3) 長期間発注の見込みがないと判断されるとき。

(指定ごみ袋の引渡し等)

第13条 取扱店は、前2条の規定により指定を廃止し、又は指定を取り消され

たときは、保有する指定ごみ袋を町に引渡し、町は、引き渡された指定ごみ袋に相当する既納入のごみ処理手数料から相当分の指定ごみ袋販売手数料を差し引いた額を取扱店に還付するものとする。

(遵守事項)

第 1 4 条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定ごみ袋は、常に良好な状態で保管し、紛失又は損傷の防止に努めること。
- (2) 指定ごみ袋に係るごみ処理手数料を条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。

(補則)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示による取扱店の指定のために必要な行為は、この告示の施行の日前において行うことができる。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

美郷町指定ごみ袋取扱店指定申請書

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号

美郷町指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、美郷町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

取扱店の住所	
取扱店の名称	
業 種	
代表者氏名	
電話番号	
F A X 番号	

【添付書類】

- ・ 納税証明書 個人の場合：代表者に課税された全町税に係るもの
法人の場合：法人に課税された全町税に係るもの
- ・ 住民票の写し (法人にあつては登記事項証明書又は定款の写し)
- ・ 取扱店の見取図
- ・ その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

美郷町指定ごみ袋取扱店指定通知書

年 月 日

様

美郷町長

印

美郷町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり美郷町指定ごみ袋取扱店に指定します。

取扱店の指定番号	第 - 号
取扱店の住所	
取扱店の名称	
条 件	<ul style="list-style-type: none">・町民に直接指定ごみ袋を交付すること。・公金及び指定ごみ袋の適正な管理をすること。・その他事務等の取扱いに支障をきたすことのないこと。

様式第3号(第10条関係)

美郷町指定ごみ袋買受申請書

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号
【指定番号 第 - 号】

美郷町指定ごみ袋購入について、美郷町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり買受けを申請します。

記

種 類		規 格	単 位	数 量
指 定 ご み 袋	可燃ごみ袋	大	1箱(50組入り)	箱
		小	1箱(50組入り)	箱
	不燃ごみ袋	大	1箱(50組入り)	箱
		小		
合 計				箱

上記のとおり受領しました。

年 月 日

美郷町指定ごみ袋取扱店 氏名 印

美郷町長 様

様式第4号(第11条関係)

美郷町指定ごみ袋取扱店 変更・廃止 届出書

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号

美郷町指定ごみ袋取扱店の指定について、美郷町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第11条第1項の規定により 変更・廃止 しましたので届出します。

	変 更 前	変 更 後
取扱店の住所		
取扱店の名称		
代表者氏名		
電話番号		
F A X 番号		
添付書類 (変更を証するもの)		
特記事項		
廃止年月日		